

青森市子ども・子育て支援事業計画における
「確保方策」について

平成26年10月29日

1号認定

1 量の見込み 確保方策 認定 ども

		27年	2年	2年	年	年	
全体	①量の見込み	1号認定 (a)	47	455	45	42	42
		2号認定 育の い	6	7	772	767	76
	確保方策	定 育・保育 確認 け い	2	22	227	25	26
	①						
		号認定 定	62	7	7	7	7
	a	5	4	7		2	
東部	①量の見込み	1号認定 (a)	76	65	6	5	5
		2号認定 育の い	275	26	264	26	26
	確保方策	定 育・保育 確認 け い	65	6	624	622	622
	①						
		号認定 定	5				
	a	2	25	24	26	26	
南部・中部	①量の見込み	1号認定 (a)	777	757	746	742	742
		2号認定 育の い	224	27	24	2	2
	確保方策	定 育・保育 確認 け い		74	6	55	55
	①						
		号認定 定	265	2	2	2	2
	a	264	7	2	26	26	

西部・北部	①量の見込み	1号認定 (a)		2		7	7
		2号認定 育の い	275	267	26	26	262
	確保方策	定 育・保育 確認 け い	6	5	5 2	57	57
	①						
		号認定 定	5	72	72	72	72
	a	5	2		4		

浪岡	①量の見込み	1号認定 (a)					
		2号認定 育の い	2				
	確保方策	定 育・保育 確認 け い	4	4	4	4	4
	①						
		号認定 定	5	2 7	2 7	2 7	2 7
	a	42	66	66	67	67	

号認定 定 市 月に の に る に る

2 確保方策の 方

1号認定は、全ての地区において、既存施設の意向を踏まえた利用定員が量の見込みを上回っていることから、量の見込みに対応した提供体制が確保できるものとする。

2号認定

1 量の見込み 確保方策 保育 認定 ども

			27年	2年	2年	年	年
全体	①量の見込み	育の い	6	7	772	767	76
		(a)	6		75	74	74
	確保方策	育の い	1号認定の確保方策 て				
		定 育・保育	7	4	75	74	74
	①		5				
	2号認定 定		7	4	4	4	4
a			5				
東部	①量の見込み	育の い	275	26	264	26	26
		(a)	77	765	75	75	75
	確保方策	育の い	1号認定の確保方策 て				
		定 育・保育	7	755	75	75	75
	①		6				
	2号認定 定		7	755	755	755	755
a			6		4	4	4
南部・中部	①量の見込み	育の い	224	27	24	2	2
		(a)	6	575	552	547	54
	確保方策	育の い	1号認定の確保方策 て				
		定 育・保育	4	5	552	547	54
	①		2	62			
	2号認定 定		4	5	5	5	5
a			2	62		4	5

西部・北部	①量の見込み	育の い	275	267	26	26	262
		(a)	67		2	5	7
	確保方策	育の い	1号認定の確保方策 て				
		定 育・保育	22	225	2	5	7
	①		54	7			
		2号認定 定	22	225	225	225	225
a		54	7	5			

浪岡	①量の見込み	育の い	2				
		(a)	44	2	2	27	27
	確保方策	育の い	1号認定の確保方策 て				
		定 育・保育	52	4	2	27	27
	①			6			
		2号認定 定	52	4	4	4	4
a			6	2	2	2	

2号認定 定 市 月に の に る に る

2 確保方策の 方

2号認定は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、西部・北部地区及び浪岡地区で量の見込みを上回っているのに対し、東部地区及び南部・中部地区では、量の見込みを下回っている状況となっている。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされている。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・ 保育所に対する利用定員の増
- ・ 認定こども園に対する利用定員の増
- ・ 幼稚園に対する認定こども園への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

号認定 0

1 量の見込み 確保方策 保育 認定 ども 保育事業

		27年	2年	2年	年	年	
全体	①量の見込み (a)	2		7	62	4	
	確保方策	定 育・保育	7	7	7	54	2
		定 保育事業					
	①	265	2				
	号認定 0 定		747				
a		265	2	7	6		
東部	①量の見込み (a)	2	2	2 6	2 2		
	確保方策	定 育・保育	54	6	2		5
		定 保育事業					
	①	56	46				
	号認定 0 定		57	6	6	6	6
a		56	46	4		5	
南部・中部	①量の見込み (a)	4 6	42	422	4 4	4 5	
	確保方策	定 育・保育	4	5	42	4 2	4
		定 保育事業	2	2	2	2	2
	①	2	76				
	号認定 0 定		6	52	52	52	52
a		2	76	7	62	5	

西部・北部	①量の見込み (a)		26	2	277	272	265
	確保方策	定 育・保育	2	222	274	26	262
		定 保育事業					
	①		72	56			
		号認定 0 定	24	225	225	225	225
a		72	56	52	47	4	

浪岡	①量の見込み (a)		77	75	74	74	72
	確保方策	定 育・保育	6	6	74	74	72
		定 保育事業					
	①		7	4			
		号認定 0 定	6	6	6	6	6
a		7	4				

号認定 定 市 月に の に る に る

2 確保方策の方

3号認定（0歳児）は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、全ての地区で量の見込みを下回っている状況となっている。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされている。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・ 保育所に対する利用定員の増
- ・ 認定こども園に対する利用定員の増
- ・ 幼稚園に対する認定こども園への移行
- ・ 認可外保育施設に対する新制度への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

号認定 1・2

1 量の見込み 確保方策 保育 認定 ども 保育事業

		27年	2年	2年	年	年	
全体	①量の見込み (a)	245	25	246	2425	25	
	確保方策	定 育・保育	26	27	242	24	254
		定 保育事業					
	①	4	42				
		号認定 ・2 定	27	26	26	26	26
a		4	42	25	257	27	
東部	①量の見込み (a)	46	474	465	457	45	
	確保方策	定 育・保育		42	44	44	44
		定 保育事業	6	6	6	6	6
	①	54	46				
		号認定 ・2 定	45	42	42	42	42
a		54	46	7	2	22	
南部・中部	①量の見込み (a)	2	2		6	4	
	確保方策	定 育・保育	7		7	66	46
		定 保育事業					
	①						
		号認定 ・2 定					
a				2	26	24	

西部・北部	①量の見込み (a)		5	65	52	56	576
	確保方策	定 育・保育	646	65	5	574	564
		定 保育事業	2	2	2	2	2
	①		6	6			
		号認定 ・2 定	65	665	665	665	665
a		6	6	7	7		

浪岡	①量の見込み (a)		2	22	26	2	2
	確保方策	定 育・保育		74	26	2	2
		定 保育事業					
	①		5	46			
		号認定 ・2 定		74	74	74	74
a		5	46	42		6	

号認定 ・2 定 市 月に いる に る

2 確保方策の 方

3号認定（1・2歳児）は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、西部・北部地区で量の見込みを上回っているのに対して、東部地区、南部・中部地区及び浪岡地区では量の見込みを下回っている状況となっている。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされている。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・ 保育所に対する利用定員の増
- ・ 認定こども園に対する利用定員の増
- ・ 幼稚園に対する認定こども園への移行
- ・ 認可外保育施設に対する新制度への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

保育事業

1 量の見込み 確保方策

		27年	2年	2年	年	年
全体	①量の見込み (a)	26	2654	26	25	2562
	確保方策	26	2654	26	25	2562
	①					
	2号認定 号認定 定	6665	6	6	6	6
		75	456	42	4227	424
東部	①量の見込み (a)	5	57	564	55	554
	確保方策	5	57	564	55	554
	①					
	2号認定 号認定 定	2	46	46	46	46
		7	77	72	7	72
南部・中部	①量の見込み (a)	4	25	6	5	5
	確保方策	4	25	6	5	5
	①					
	2号認定 号認定 定	267	2766	2766	2766	2766
		547	64	66	67	6

西部・北部	①量の見込み (a)		6	6	677	67	665
	確保方策		6	6	677	67	665
	①						
		2号認定 号認定 定	2	2 5	2 5	2 5	2 5
			5	426	4	445	45

浪岡	①量の見込み (a)		27	267	26	26	25
	確保方策		27	267	26	26	25
	①						
		2号認定 号認定 定	5 5	5	5	5	5
			24	6	2	2	25

2号認定 号認定 定 市 月に の に る に る

2 確保方策の 方

現在、延長保育事業は、本市の98%の保育所において実施している。

この事業は、自園の子どもを対象とする事業であり、量の見込みが2号認定及び3号認定の利用定員の範囲内であることから、引き続き取り組んでいただくこと等で量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。

保育事業 保育 26年
17 ・ 31 ・ 27 10 計85

育成事業

1 量の見込み 確保方策

		27年	2年	2年	年	年	
全体	①量の見込み	年	2 6	2 4	2 2	2 52	4
		年	7	7 2	77	75	74
	確保方策	年	2 6	2 4	2 2	2 52	4
		年	6	6 7	77	75	74
	①			65			

東部	①量の見込み	年	565	55	5	52	5
		年	7	6	66	64	6
	確保方策	年	565	55	5	52	5
		年	52	52	66	64	6
	①		2	7			

南部・中部	①量の見込み	年	6	7 6	777	762	74
		年	2	2 4	2	227	222
	確保方策	年	6	7 6	777	762	74
		年	2 6	2 6	2	227	222
	①			2			

西部・北部	①量の見込み	年	6 2	675	65	647	62
		年	2	22	7	2	5
	確保方策	年	6 2	675	65	647	62
		年	72	72	7	2	5
	①		57	5			

浪 岡	①量の見込み	年	2	2		5	2
		年	5	57	56	55	5
	確保方策	年	2	2		5	2
		年	5	57	56	55	5
	①						

年の確保方策 の の 年の の い 年の る

2 確保方策の 方

小学校低学年については、これまで同様、全ての児童を受け入れていくこととする。また、新たに対象となる小学校高学年についても、希望者全員を受け入れることを基本とする。

確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して、開設場所を確保することを基本とし、確保が困難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用、または民間委託などを検討する。

なお、既に開設している放課後児童会で、1人あたりの面積1.65㎡を確保できない場所については、現状のサービスの維持、質の向上を図りつつ、3年後（平成29年度）の解消を目途に改善を図っていく。

平成26年5月 日 の

			.	.	
年	5	46	72	52	2 6
年	2				2

子育て 支援事業

1 量の見込み

日

	27年	2年	2年	年	年
量の見込み		5	77	7	62

2 確保方策の方

事業の量の見込み 65日 1日の 「 1 」 てお	事業の量の見込み 事業に 確保 る	事業の お る る	の事業の る る
---------------------------------------	----------------------------	--------------------	----------------

- ・ 市の 24年 市の 市の 市の 市の 市の 市の
- ・ 市の 25年 市の 市の 市の 市の 市の 市の

子育て支援 事業

1 量の見込み 確保方策

月

		27年	2年	2年	年	年
全体	①量の見込み	6	6 7	6 722	6 6	6 4 5
	確保方策					
東部	①量の見込み	2	2 4	2 44	2 2	2 26
	確保方策	2	2	2	2	2
南部・中部	①量の見込み	66	6		25	5
	確保方策					
西部・北部	①量の見込み	42	4	25	7	
	確保方策	2	2	2	2	2
浪岡	①量の見込み	42	42	42	4	4
	確保方策					

2 確保方策の 方

青森市地域子育て支援拠点事業実施要綱では、部屋の確保について、「概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。」と規定している。午前、午後、それぞれ10組20名で計40名が月25日利用すると、1箇所で1月の利用者数が概ね1,000名となる。このことから、量の見込みに対応した実施箇所数を考えると、東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区1箇所、浪岡地区1箇所となる。

また、各地区には、保育所、幼稚園（認定こども園を含む。）が、東部地区には26箇所、南部・中部地区には46箇所、西部・北部地区には35箇所、浪岡地区には11箇所あり、各地区の拠点となる施設は、事業を実施するに当たり、それぞれの地区にある施設の連絡・調整等を行う役割も求められる。このことから、浪岡地区を除く3地区には少なくとも2箇所の拠点があることが望ましいと考える。

したがって、確保方策としては、東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区2箇所、浪岡地区1箇所とし、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととする。

子育て支援 事業 平成25年

			.	.	
子育て支援 事業	577	72	46		76

1 量の見込み 確保方策

日

		27年	2年	2年	年	年	
全体	①量の見込み	1号認定	6 7 5	6 555	6 45	6 4	6 4 5
		2号認定	45	6	5 56	4 2	4 44
	確保方策		6 5	2 45	6	56	76
	①						
			26 4 2	26 4 2	26 4 2	26 4 2	26 4 2
東部	①量の見込み	1号認定	5	77	6	57	57
		2号認定	5 7 5	52 4	5 656	5 472	5 472
	確保方策		54	5 55	52 7 6	52 52	52 52
	①						
			6 2	6 2	6 2	6 2	6 2
南部・中部	①量の見込み	1号認定	6		7	7	7
		2号認定	26 26	25 44	25 2	24 46	24 46
	確保方策		2 224	27 5	27 2	26 7	26
	①						
			5	5	5	5	5
西部・北部	①量の見込み	1号認定	66	57	5 4	5	5 5
		2号認定	2	27 74	27 7	26 67	26
	確保方策		6	44	6	74	4
	①						
			7 64	7 64	7 64	7 64	7 64

浪 岡	①量の見込み	1号認定					
		2号認定	2	2	2	4	4
	確保方策		2	2	2	4	4
	①						
			5 4	5 4	5 4	5 4	5 4

※1 受入可能数は、地区内にある施設数×1箇所当たりの利用者数（3,962人日/年）

※2 1箇所当たりの利用者数（3,962人日/年）は、平成25年度に幼稚園の預かり保育を利用した延べ人数を幼稚園数で除した数である。

※3 施設数は、地区内にある幼稚園、認定こども園の数（市が8月に実施した意向調査結果による）である。

※4 各地区の施設数（東部地区：16箇所、南部・中部地区：25箇所、西部・北部地区：21箇所、浪岡地区：4箇所）

2 確保方策の 方

現在、幼稚園の預かり保育は、本市にある全ての幼稚園において行われており、平成25年度の幼稚園における預かり保育の1箇所当たりの平均利用者数は3,962人日/年となっている。

各地区にある全ての幼稚園、認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を各園に対して要請していくこととする。

事業
事業

子育て
子育て

子育て援
支援事業

支援事業

事業

1 量の見込み 確保方策

日

		27年	2年	2年	年	年	
全体	①量の見込み	2 7	2 54	2 7	2 475	2 2	
	確保方策	事業	2 2 5	2 42	6 6	46	26
		子育て 支援事業	2	2	2	2	2
		子育て 支援事業					
	①						
		66	66	66	66	66	

東部	①量の見込み	7 2 7	7 5	6	6 2	6 62	
	確保方策	事業					
		子育て 支援事業	7 2 7	7 5	6	6 2	6 62
		子育て 支援事業					
	①						
		6 57	6 57	6 57	6 57	6 57	

南部・中部	①量の見込み	5 26	5 2 5	5	5 6	5	
	確保方策	事業					
		子育て 支援事業	5 26	5 2 5	5	5 6	5
		子育て 支援事業					
	①						
		2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	

西部・北部	①量の見込み		45	6	222	2	4
	確保方策	事業	45	6	222	2	4
		子育て支援事業					
		子育て支援事業					
	①						
		6	6	6	6	6	

浪岡	①量の見込み		7	7	6	64	6
	確保方策	事業	7	7	6	64	6
		子育て支援事業					
		子育て支援事業					
	①						
		7	7	7	7	7	

2 保育の 7 日年 平成2 年 平成25年 の 年 の保育の 平 事業
 保育 する する 7 ・ 2 ・ 2 る

2 確保方策の方

現在、本市の保育所で行われている一時預かり事業の平均利用者数は1箇所当たり387人日/年である。
 全体としてみれば、全ての保育所がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を全ての保育所に対して要請していくこととする。
 また、ファミリー・サポート・センター事業の平成23年度から25年度までの3年間の平均利用者数は1,012人であり、この事業によっても量の見込みの一部を確保できる。(実績：H23年度は1,000人、H24年度は1,060人、H25年度は977人)
 したがって、この2つの事業により、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととする。

業 保育事業 子育て援 支援事業 事業 事

1 量の見込み 確保方策

		27年	2年	2年	年	年
全体	①量の見込み	2	2	2 4	2	77
	確保方策	保育			4	777
		子育て援 支援事業	2	2	2	2
	①					
		4 6	4 6	5 6	5 6	5 6
東部	①量の見込み	6	6 7	5 6	5 7	576
	確保方策	保育				
		子育て援 支援事業	6	6 7	5 6	5 7
	①					
		7	7	7	7	7
南部・中部	①量の見込み	7	6	6 5	675	66
	確保方策	保育				
		子育て援 支援事業	7	6	6 5	675
	①					
		465	465	7	7	7
西部・北部	①量の見込み	6	66	657	64	6 4
	確保方策	保育				
		子育て援 支援事業	6	66	657	64
	①					
		465	465	7	7	7

浪 岡	①量の見込み		6				6
	確保方策	保育	6				6
		子育て援 支援事業					
	①						
		7	7	7	7	7	

定 7日 年 日 2日 日 の定 7日 年 日 2日 日 の 465日 年 日 2日 日 の
の の 保育 の定 のもの の 2る もの る

2 確保方策の方

南部・中部地区に位置している現在の病児一時保育所（定員10名）で、南部・中部地区及び西部・北部地区の量の見込みに対応するとともに、平成27年度から、東部地区及び浪岡地区に病児保育所（定員3名）を設置し、当該地区の量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

南部・中部地区及び西部・北部地区については、平成29年度を目途に病児保育所（定員3名）をそれぞれ確保することとする。

また、ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕の平成23年度から25年度までの3年間の平均利用者数は200人であり、この事業においても量の見込みの一部を確保できる。

したがって、この2つの事業により各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととする。

※病児保育を自主事業として実施している保育所

蜷貝保育園、中央保育園、おおぼし保育園、青い鳥保育園、瑞穂保育園

支援事業

1 量の見込み 確保方策

	27年	2年	2年	年	年
①量の見込み					
確保方策					

2 確保方策の 方

子ども・子育て支援新制度では、保護者の選択に基づき多様な施設等により提供体制を確保することが目的の1つであることから、保護者が自分にふさわしい施設等を選択できるようにこの事業を実施する。

本市では、これまで、子ども支援センターに保育士を配置し、子どもの発達、子育てに関する不安等に対して相談・指導を行ってきたが、これに教育・保育及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援」等を行うことで、子ども支援センターがより総合的な子育て支援を行うことが可能になる。

したがって、子ども支援センターでの実施を念頭に、この事業を実施することとする。

1 量の見込み 確保方策

日

	27年	2年	2年	年	年
①量の見込み	45	45	45	45	45
確保方策	45	45	45	45	45

2 確保方策の方

平成23年度から25年度までの3年間の平均利用者数は427人であるから、これを引き続き実施することにより量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。

なお、本事業は、利用会員とサポート会員との連絡・調整を行う事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

事業

2年	24年	25年	平
45日	日	45日	427日

に る る事業

1 量の見込み 確保方策

	27年	2年	2年	年	年
①量の見込み	2 5 2	76 2 475	5 2 2 2	2 22 7 5	7 22 2 6
確保方策	ている の の日	ている の の日	ている の の日	ている の の日	ている の の日

平成25年

2 確保方策の 方

妊婦健診の平成23年度から25年度までの3年間の平均が、受診者数2,066人、健診回数24,877回であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。
なお、本事業は、広域利用が想定される事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

2年	24年	25年	平
2 2 25 45	4 24 25	2 2 24 22	2 66 24 77

事業

1 量の見込み 確保方策

	27年	2年	2年	年	年
①量の見込み	475	447	4		6
確保方策	保 20 13 青森市保	保 20 13 青森市保	保 20 13 青森市保	保 20 13 青森市保	保 20 13 青森市保

2 確保方策の 方

平成23年度から25年度までの3年間の平均訪問人数は、1,642人であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。
 なお、本事業は、乳児のいる家庭を訪問する事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

事業

2年	24年	25年	平
66	75	64	642

育支援 事業

1 量の見込み 確保方策

	27年	2 年	2 年	年	年
①量の見込み	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5
確保方策	保育 8 保 1 青森市子ども 支援	保育 8 保 1 青森市子ども 支援	保育 8 保 1 青森市子ども 支援	保育 8 保 1 青森市子ども 支援	保育 8 保 1 青森市子ども 支援

2 確保方策の 方

量の見込みは、平成23年度から平成25年度までの3年間の平均値としており、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。
 なお、本事業は、養育支援が必要な家庭等を訪問する事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

育支援 事業

2 年	24年	25年	平
444	525	4 6	4 5